

令和4年10月1日から国の制度の見直しにより、 外来受診時の「特別の料金」の額が変わります

- 一部の病院に外来患者が集中し、待ち時間や勤務医負担等の課題が生じています。まずは「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要な場合に紹介を受け専門的な医療機関を受診いただくことが重要です。
- このため当院では、国の制度に基づき、紹介状を持たずに受診した患者さんから、一部負担金（3割負担等）と別に「特別の料金」を徴収しています。
※令和4年10月1日から「特別の料金」の額が上がりますが、保険給付から控除されるため、当院の収入は変わりません。
- 医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

■「特別の料金」の変更内容

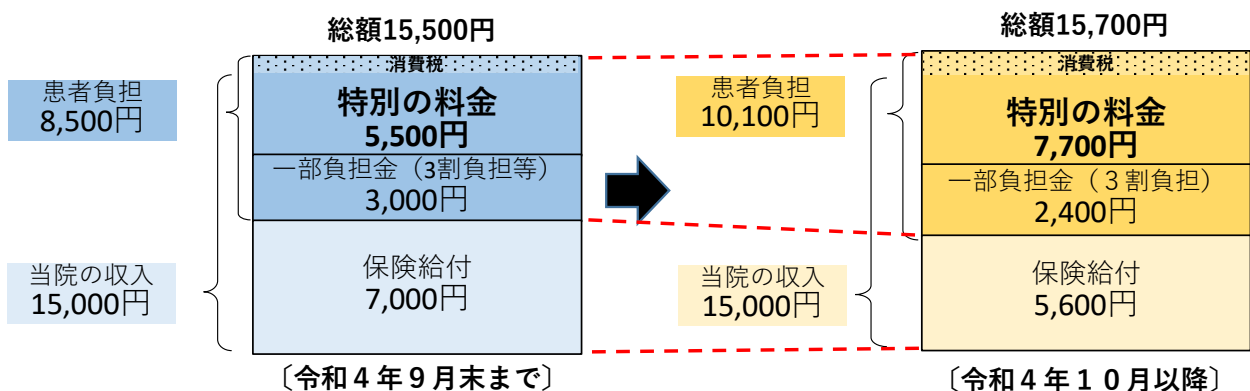
「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診した患者
	再診	当院から、他の医療機関に紹介する用意がある旨の文書を交付されたにもかかわらず、当院を受診した患者
「特別の料金」	初診	課税：5,500円 → 7,700円
		非課税：5,000円 → 7,000円
	再診	課税：2,750円 → 3,300円
		非課税：2,500円 → 3,000円

※緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※妊婦・褥婦（出産後1か月）・新生児（出生後1月）は非課税です。

■紹介状を持たずに外来受診した場合のお支払いイメージ

（医科、初診、一部負担金3割負担の場合）



○「かかりつけ医」を持ちましょう！

厚生労働省では、患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じ紹介を受け、専門医、専門医療機関を受診し、状態が落ち着いたら地域に戻るといった、受診の流れと医療機関の機能・役割につき周知・啓発しています。

こうした紹介を受けて上記対象病院を受診した場合「特別の料金」は不要です。

（上手な医療のかかり方 <https://kakarikata.mhlw.go.jp/kakaritsuke/motou.html>）